

# 公衆無線LAN利用規約

ソフトバンクモバイル株式会社

## 第1章 総則

### 第1条(規約の適用)

1. 本規約は、ソフトバンクモバイル株式会社(以下「当社」といいます。)が、IPv4 インターネット接続サービス(以下「IPv4 サービス」といいます。)(後記第2条第5号に定義します。)のオプションサービスとして提供する「公衆無線LAN」(後記第2条第1号に定義します。)の利用に関し適用されるものとします。
2. 本規約に定めのない事項については、「IPv4インターネット接続サービス利用規約」が準用されるものとします。
3. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件(以下「特約条件」といいます。)を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法にて会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、公衆無線LANの提供条件は変更後の規定によるものとします。

### 第2条(用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)「公衆無線LAN」(以下「本サービス」といいます。)とは、提供区域において、無線LAN機器を使用してインターネット接続を行う電気通信サービスをいいます。
- (2)「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (3)「申込者」とは、当社に利用契約の申し込みをした者をいいます。
- (4)「会員」とは、申込者のうち、当社との間で利用契約が成立した者をいいます。
- (5)「IPv4 サービス」とは、当社が当社または提携事業者の識別符号を利用して行うフレッツ光回線上でのインターネット接続サービスをいいます。
- (6)「フレッツ光」とは、NTT東西の「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスのうち、当社が別途定めたサービスをいいます。
- (7)「提供区域」とは、無線基地局設備取扱所において無線基地局設備から電波の届く範囲をいいます。
- (8)「無線基地局設備」とは、無線回線を収容するために設置される交換設備(その交換設備に接続される設備を含みます。)をいいます。
- (9)「無線基地局設備取扱所」とは本サービスが利用できる場所として当社が指定する取扱所([http://tm.softbank.jp/business/wlan/area\\_list/](http://tm.softbank.jp/business/wlan/area_list/))をいいます。
- (10)「無線回線」とは、無線基地局設備と無線LAN機器との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (11)「無線LAN機器」とは、本サービスの利用のために会員が使用する端末機器に接続される無線LAN

アダプタ等の無線送受信装置をいいます。

(12)「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信用設備を他人の通信の用に供することをいいます。

(13)「提携事業者」とはインターネット接続サービスの提供を行い、また当社を代行して IPv4 インターネット接続サービスに関する契約事務を行う、当社指定の電気通信事業者をいいます。

(14)「パートナーサービス」とは、IPv4 サービス上で提携事業者が提供するインターネット接続サービスをいいます。

(15)「パートナーサービス会員」とは、提携事業者および当社との間でパートナーサービスの利用契約が成立したパートナーサービスの利用者をいいます。

## 第2章 利用契約

### 第3条(利用契約の単位)

当社は、IPv4 サービスの契約ごとに1つの利用契約を締結します。この場合、会員は1つの利用契約について1人に限られます。

### 第4条(申込の資格)

1. 本サービスは、IPv4 サービスの申込者であって IPv4 サービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および IPv4 サービスの利用契約を締結している者、に限り申し込みができるものとします。

2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申し込みができません。

(1) 申込者が当社に対する債務の弁済を遅延しているとき、または遅延するおそれがあるとき

(2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより IPv4 インターネット接続サービス利用規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または IPv4 サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき

(3) 利用契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき

(4) その他当社が適当でないと判断したとき

### 第5条(利用契約の成立)

1. 本サービスの利用契約の申し込みは、あらかじめ本規約に同意のうえ、当社が定める方法により、提携事業者を経由して当社に対して行うものとします。

2. 利用契約は、前項の申し込みを当社が承諾したときに成立するものとします。

## 第3章 サービスの提供

### 第6条(本サービスの提供区域)

1. 当社は提供区域において本サービスを提供します。
2. 提供区域は追加、削除等により変更される可能性があること、および当該提供区域の変更に関し当社は何らの責任も負うものではないことを会員は予め承諾します。

#### 第7条(通信)

本サービスは、当社が別途定める無線 LAN 規格に準拠するインターフェースにより通信を行うことができます。ただし、当社は、そのインターフェースに規定する符号伝送速度を保証しません。

#### 第8条(無線回線による制約)

本サービスにおいては、次の各号の理由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または本サービスが全く利用できない状態となることがあります。

- (1) 無線回線に係る回線距離および無線基地局設備の設備状況
- (2) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害および電波干渉等
- (3) 電気製品および特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害および電波干渉等
- (4) 遮蔽物による電波障害
- (5) 無線LAN機器の故障

#### 第9条(利用の制限)

1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても本サービスの提供を行うことができなくなる場合があります。
2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。
3. 当社は、会員がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト(一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、当該Webサイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
4. 当社は、別に定める無線基地局設備に係る提供区域において会員が通信を行う場合に、当社が別に定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限することがあります。
5. 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

### 第4章 利用料金等

#### 第10条(利用料金等)

1. 会員は、本サービスの利用料金を、当社が別途定める料金表に従い、毎月支払うものとします。
2. 利用料金の課金開始日は、第5条第2項に定める契約成立日の7日後が属する月の翌月 1 日とします。

ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本サービスの利用契約が終了となった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。

3. 本サービスの課金開始月および終了月の利用料金は、月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。
4. 会員は、利用契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の利用料金の全額を支払うものとします。ただし、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、利用料金の計算の起算日または締切日を変更することができるものとします。

#### 第11条(料金の支払い方法等)

1. 当社は、会員が本サービスの利用料金、次項に定める延滞利息、その他本規約に基づく会員に対する債権の請求および受領行為を第三者に委託することができるものとします。
2. 会員は、当社に支払うべき金額を、支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年 14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとします。

### 第5章 会員の責務等

#### 第12条(サービスの利用)

1. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、会員による本サービスの利用に関連したまたは起因して、他の会員または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。
2. 無線基地局設備取扱所によっては利用場所や営業日、営業時間により本サービスの利用が制限されることがあります。また、無線基地局設備取扱所以外において本サービスを利用してはならないものとします。

#### 第13条(ID・パスワードの管理)

1. 本サービスの利用に関して会員に ID およびパスワード(以下「ID 等」といいます。)が付与される場合、会員は ID 等を管理する責任を負います。
2. ID 等を用いて本サービスの利用が開始された場合、その後ログアウトまでの一連の通信は ID 等が付与された会員自身の正当な権限をもって行われているものとみなし、会員はその利用に係る利用料金等を負担するものとします。また、当社は、ID 等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
3. ID 等の譲渡、名義変更はできません。

#### 第14条(禁止事項)

会員は本サービスの利用にあたって IPv4 インターネット接続サービス利用規約に定める禁止行為を行ってはならないものとします。

#### 第15条(端末機器の管理等)

1. 会員は本サービスを利用するために必要な端末機器、無線LAN機器等を自己の費用と責任をもって維持するものとします。
2. 本サービスは、公衆の場における、かつ、無線回線を用いたサービスであることに鑑み、会員は、端末機器にセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払う必要があります。
3. 前2項に定める端末機器の管理等がなされなかったために会員が本サービスを利用できなかった場合または第三者より被害を受けた場合であっても、当社は一切責任を負わず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

### 第6章 本サービスの停止等

#### 第16条(会員側事由による本サービスの提供停止)

当社は、IPv4 インターネット接続サービス利用規約に定める会員に起因する停止事由が発生した場合は、IPv4 インターネット接続サービス利用規約の定めに従い本サービスの提供を停止できるものとします。

#### 第17条(責任の制限)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、すべての提供区域において本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

#### 第18条(免責)

1. 当社は、会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責めを負わないものとします。
2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可

抗力により生じた損害については、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害等一切の賠償責任を負わないものとします。

3. 当社は、本規約の変更により会員が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。

4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合の他、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

## 第7章 利用契約の終了

### 第19条(会員が行う利用契約の解約)

1. 会員は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法に従い、提携事業者を経由して当社に通知するものとします。

2. 前項の通知に係る利用契約は、本規約に別段の明示がある場合を除き、当該通知が当社に到達した日の属する月の末日をもって終了します。

### 第20条(利用契約の終了)

次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。

- (1) IPv4 サービスの申し込みが取り消される等、会員の IPv4 サービスの利用契約が成立しなかった場合
- (2) 会員の IPv4 サービスの利用契約が終了した場合

### 第21条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、本規約および IPv4 インターネット接続サービス利用規約に定めるところにより利用契約を解除できるものとします。

## 第8章 雑 則

### 第22条(無線LANサービスセット値引きに関する特約)

1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービスにおいて当社の定める「光 BB ユニットサービス規約」に基づき提供する無線LANサービスの申し込みを行った場合、本サービスの月額利用料金を値引きします。

2. 前項に定める値引きは、次の各号の定めに従い適用するものとします。

(1) 無線LANサービスの契約申込日が本サービスの課金開始日よりも早い場合、本サービスの課金開始月から適用。

(2) 本サービスの課金開始日が無線LANサービスの契約申込日よりも早い場合は、無線LANサービスの契約申込日の属する月から適用。

3. 前2項の値引きは、事由の如何を問わず会員が無線 LAN サービスの申し込みを取り消した場合、また

は、無線LANサービスの契約が終了した場合は、当該取り消し月または契約終了月をもって終了します。

#### 第23条(個人情報等の保護)

当社は、会員の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JISQ 15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>)に従い適切に実施します。

#### 第24条(申込情報の提供)

当社は、パートナーサービス会員が本サービスの申込みを行った場合、本サービスの適用に関わる情報を提携事業者提供いたします。

#### 第25条(問い合わせ)

会員は、本サービスに関する問い合わせは、提携事業者に行うものとします。

#### 第26条(準拠法および管轄)

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2011年5月11日制定実施)

(2011年12月2日改定)

(2011年12月21日改定実施)

(2014年4月1日改定実施)